

○町田市工事成績評定結果の活用基準

2025年8月1日

改正

総務部工事品質課

第1 目的

この基準は、町田市工事成績評定事務取扱要領（2012年4月1日施行。以下「要領」という。）第16の規定により、工事成績評定の評定点の状況により一定の措置を定め、公共工事の品質の確保と向上を図ることを目的とする。

第2 成績評定評価基準

この基準において、工事成績評定に基づく評価は、以下の表のとおりとする。

評価区分	評定点	内 容
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上、80点未満	優良な工事
Cプラス	70点以上、75点未満	比較的良好な工事
C	65点以上、70点未満	標準的な工事
Cマイナス	60点以上、65点未満	改善すべき事項が多く、当該受注者に指導が必要な工事
D	50点以上、60点未満	町田市入札参加資格停止措置要綱に準じる
E	50点未満	町田市入札参加資格停止措置要綱に準じる

第3 改善指導

総務部工事品質課長（以下「工事品質課長」という。）、財務部契約課長（以下「契約課長」という。）及び当該工事を主管する課の長（以下「工事主管課長」という。）は、次の場合、事業者の技術力の向上及び再発の防止を図るため、改善を求める書面（様式1）を事業者宛に送付するか、改善計画書（様式3）の提出を求

めて改善指導を行うか協議する。

- (1) 工事成績評定点が60点以上65点未満の評価を受けた事業者に対して、必要に応じ改善を求める書面を送付し、以降に施工する工事請負契約等の品質を確保するものとする。
- (2) 工事成績評定点が60点未満の評価を受けた事業者に対して、必要に応じ、改善計画書の提出について（指示書）（様式2）を送付し、改善計画書の提出を求めて改善指導を行うものとする。

第4 改善計画書

町田市から事業者に対して改善を要すると指摘した事項について、通知日から21日以内に改善計画書の提出を求めるものとする。

- (1) 工事品質課長、契約課長及び工事主管課長は、前項の規定により提出された改善計画書の内容が不相当と認める場合は、改善計画書の再提出を求めることができる。
- (2) 工事品質課長、契約課長及び工事主管課長は、提出された改善計画書に基づいて、当該事業者が新たに受注した工事において、先の改善計画書に基づいて内容を確認し、承諾した場合は改善計画承諾書(様式4)にて通知するとともに、後日現場及び書類にて改善の確認を行うものとする。

第5 改善確認

第4による確認の結果、改善計画書に沿って改善されたことが確認できた場合には、改善計画確認書(様式5)により事業者へ通知する。

第6 改善が確認できない場合の措置

改善が認められない場合は、指導期間の延長または入札参加の制限を検討する。

第7 改善計画書未提出等の場合

改善計画書が提出され市が承諾するまで、または改善計画書を提出しない場合は入札参加の制限を検討する。

第8 不服申し立て

要領第 11 により、行うことができる。

第 9 委任

この基準に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、工事品質課長が別に定める。

附 則

この基準は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、2025 年 8 月 1 日から施行する。